

平成 28 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会における意見の概要

平成 28 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会（平成 28 年 5 月 12 日開催）

番号	意見の概要	障害福祉課回答
1	対象とする意思疎通のための手段として、ALS 患者のための視線入力が含まれているか。視線入力を普及していくために、明文化していただくとありがたい。	視線入力は「その他意思疎通の支援を図るための用具」に含んでいるが明文化については、今後検討していく。
2	意思疎通支援のための手段を多く盛り込み、様々な障害のある方が利用できる条例にしていきたい。	WGには様々な障害者団体に参画いただき、条例案をまとめていく。
3	意思疎通の支援について、精神障害者に対する配慮はどのように考えているか。	精神障害者に対しては、合理的配慮の一環として、伝え方に工夫をする必要があると認識している。 なお、WGの構成員は、コミュニケーション手段として通常用いているものを何か加工して行う必要がある障害の方という観点で考えた構成で案としている。
4	意思疎通のための手段として、ルビ付き資料の作成が習慣化されるようにしていきたい。	ルビ付き資料の必要の有無については、参加される方に確認をとりながら対応していく。
5	知的障害者に対しては、何か話すまで待ってあげるなど、入口を作ってあげることが大切である。意思疎通を行う際には、手段だけでなく、会議の場における工夫等もする必要がある。	(WGに施策審意見として提示)
6	市町村の点訳ボランティアの方は、技術にバラツキがあることから、資格のある者が正しく読みやすい点訳の仕方をボランティアや市町村職員に教えてほしい。また、資格者が責任を持って正しく点訳していただける仕組みを作してほしい。また、点訳資格者の増加に取り組んでほしい。	点訳について公的な資格はないと認識している。点訳技術に差があることについては、WGで現状を伺いながら整理をしていく。
7	点訳ソフトで点訳をしても、正しい点字になっているか分からないという現状がある。点字資料の最終チェックをどうするかを考え、共通理解を持った、正しい点訳の普及に努めてほしい。	(WGに施策審意見として提示)
8	これまで手話が認められなかった歴史があるため、条例制定についてはとても嬉しい。今後、どのように手話を広めていくかという教育の問題がある。現在、人工内耳の手術をする事例が増えている。人工内耳にしないという選択肢を親にどう伝えるかが課題。また、聴覚障害を持って出生した子のうち、人工内耳手術をされた方がどれくらいいるのか。	人工内耳の取扱いについては、WGでも御意見をいただきながら、周知方法を検討していく。人工内耳手術をされた方の数については、把握できるかどうかも含めて一度確認する。
9	聴覚障害のある高齢者は、一人暮らしの方も多い。施設に入っても孤独になることも多く、そのあたりの把握もしてほしい。	聴覚障害のある一人暮らしの高齢者の数についての把握は困難である。
10	愛知県のホームページで知事記者会見の映像がアップされているが、手話や字幕等が付いていない。条例制定後は、県の責任で、手話だけでなく、映像に字幕等も付けていただけるか。	(知事記者会見での発言内容は、会見後、おおむね 1 か月後に文字情報にして公開している。)
11	財政措置についての規定がないが、愛知県はこの点について考えられていないのか。	他県の条例には財政措置規定があるため、参考にしつつ、案文に盛り込むかどうかも含めて議論していく。
12	聴覚障害の方の人権侵害についての歴史的背景を踏まえる必要がある。そして、乳幼児から高齢者までの広範にわたる意思疎通ギャップがあることを理解した上で、条例を制定する必要がある。	(WGに施策審意見として提示)
13	手話の普及を考える際、自然手話（日本手話）についての検討となるのか。日本語対应手話も含めるのか。	(基本的に日本手話も日本語対应手話も変わらないという認識の下で議論を進める。)
14	鳥取県では、条例ができてから、手話による教育が始まった。国が手話言語法を作っていただければ一番良いが、今まで豊学校でも手話で教えることが広まっていなかったため、こうした取り組みを進めてほしいと思う。	(WGに施策審意見として提示)
15	条例制定の趣旨をもっと大上段にかざしてもよいのではないかと。障害者権利条約に障害の有無にかかわらず権利の主体として、自由権や社会権がある。それを阻むものとして、意思疎通のバリアがあるという原則を踏まえたものにしてはどうか。それにより、権利条約や基本法と連動した条例になるのではないかと。	前文の中で趣旨について記載することや目的の中で触れることが考えられる。御意見を参考に案を考えていきたい。